

1 実施期間 令和3年4月～令和3年7月

2 実施対象 公立学校（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校）の全児童生徒

3 実施方法

- (1) 正しくかつ安全に測定を行うため、教職員は鳥取県版新体力テストマニュアルを熟読の上、児童生徒にしっかり説明を行い、十分に準備運動や練習を行わせた上で実施する。
- (2) 体育保健課ホームページに掲載している「新体力テスト実施要項（スポーツ庁）」による。ただし、中学校・高等学校の持久走と20mシャトルランテストの選択については、継続して記録の推移が観察できることから、20mシャトルランテストとする。
- (3) 全児童生徒が測定を行う。ただし、事情により実施できない種目がある児童生徒は、実施可能な実技種目及び質問紙調査を実施し、報告する。
- (4) 座高の測定は行わなくてよい。座高の欄を空欄のまま報告する。

4 報 告

(1) 報告対象

①各学年各学級男女別に児童生徒全員について報告する。

※特別支援学校においては、児童生徒の状況に応じて実施する。

②未実施種目のある児童生徒は、集計システムに入力後、システム内の個人票登録画面にある「集計除外フラグ」にチェックを入れ、集計対象からはずす。

(2) 報告方法

「体力・運動能力調査集計システム」に各学校が直接データを入力する。

※入力の方法等については体育保健課ホームページまたは各学校に送付した「児童生徒の体力づくり（令和3年3月）」P30～P37を参照。

※システムにログインするためのID、パスワードは、別添参照。

(3) 報告期限：令和3年8月20日（金）

4 その他

(1) 集計システムにデータ入力後、個人票画面で各個人の昨年度の学級・出席番号を入力すると昨年度の記録とつながり、毎年繰り返すことによって、入学から卒業までの記録が印刷できる。（全校一括での入力も可能。詳しくは体育保健課ホームページまたは各学校に送付した「児童生徒の体力づくり（令和3年3月）」P30～P37を参照

（※ただし、転校や学校統合等、児童生徒の所属する学校が変わった場合はできない）

(2) 本調査のデータを以下に挙げたもの等に活用する。

・体力・運動能力調査（スポーツ庁実施）

・その他、県が行う県内の児童生徒の体力・運動能力の状況分析

(3) 実技調査の実施にあたっては、児童生徒の健康状態を十分把握し、事故防止に万全の注意を払うこと。医師から運動を制限・禁止されている児童生徒はもちろん、当日、身体の異常を訴える児童生徒は調査を行わず、状況に応じて代替日を設けるなど適切な処置を行うこと。また、熱中症による事故を防ぐため、水分補給や日よけを設けること等適切な配慮を行うこと。

(4) コロナ禍での実施になることを踏まえ、特に実技テストにあたっては、以下の点に留意して行うこと。

【留意事項】

- ・マスク着用の取扱いについては、体育・保健体育の授業に準ずること。
- ・上体起こしについては、児童生徒同士が向かい合うことが想定されるため、相手の足を支える児童生徒については、熱中症のリスクがない場合にはマスクを着用すること。
- ・テストの前後だけでなく、必要に応じてテスト中も手洗いや手指消毒等を行うこと。

※体育保健課ホームページで、集計システムの利用の仕方、体力・運動能力調査実施要項等を閲覧することができる。

※データを入力するエクセルファイル及び、鳥取県版測定マニュアルについては、県立学校においては通知文書データベース、市町村（学校組合）立学校へは、学校業務支援システムにて市町村（学校組合）教育委員会を通じて送付する。

問合せ先 鳥取県教育委員会事務局体育保健課

学校体育担当 綱本 電話 0857-26-7522